

判決年月日	平成18年3月15日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成17年(行ケ)第10519号		
特許出願に係る発明に進歩性がないとの判断に誤りがあるとして拒絶査定不服審判請求不成立審決を取り消した事例			

( 関連条文 )

特許法 29条 2項 , 49条

本件は、名称を「記録担体」とする発明につき特許出願をした原告が、特許庁から拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判請求をしたところ、特許庁が同請求は成り立たないとの審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

審決の理由の要旨は、本願発明（請求項1に係る発明）は、引用例1、2に記載された発明及び周知例に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許法29条2項により特許を受けることができないとして、本願発明の進歩性を否定したものである。

本判決は、「引用発明1に引用例2を適用することにより、情報信号における第一論理値のビットのシーケンスにおけるビットの数を表す信号に対する書込み信号波形を適合化情報とする相違点bに係る請求項1に係る発明の構成とすることは、当業者が容易に想到することができたとまで認めることはできない。」と判示し、本願発明の進歩性を否定した審決の判断に誤りがあるとして、原告の請求を認容した。